

令和2年4月20日

保護者各位

いの町教育長  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症対策のための町立小中学校の臨時休業期間の延長について

緊急事態宣言対象地域の拡大を受け、高知県教育長から臨時休業期間の延長依頼があり、いの町教育委員会として、下記のとおり延長を決定しましたのでお知らせします。

今後の状況による臨時休業期間の延期等の対応については、いの町教育委員会で決定し、いの町役場ホームページ、各学校ホームページ、いの町メール配信サービス等によりお知らせします。

### 記

1 臨時休業期間 **臨時休業期間を5月6日(水)まで延長**

※登校日はありません。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設(開室)について

引き続き、放課後児童クラブ(枝川小学校、伊野南小学校、伊野小学校、川内小学校、吾北小学校)及び放課後子ども教室(神谷小学校、長沢小学校)については、開設(開室)する予定です。

なお、感染リスクを予防する観点から、自宅学習が困難な場合のみご利用くださるようご協力をお願いします。その場合、発熱がある場合は利用を禁止しますので、ご家庭において定期的な検温をお願いするとともに、マスクの着用も併せてご協力をお願いします。

3 臨時休業中のお子さんへの対応

臨時休業中は、自宅学習期間です。不要不急の外出は控えるようにご家庭でもご指導をお願いします。

なお、自宅学習用の課題等がある場合は、別途学校よりお知らせがあります。

**【お問い合わせ先】**

いの町教育委員会事務局 Tel 088-893-1922